

## 審査の結果の要旨

氏名 北村優季

本論文は、古代都市平安京について、都市史的視点から、8世紀末から12世紀までの長期にわたってそこに住む人々とその支配のあり方に実証的な分析を加え、都市の実態を明らかにするとともに、古代国家のあり方の変化も見通した貴重な研究成果である。

本論「平安京」の第1章では、9世紀の弘仁年間と貞觀年間を画期として積極的な都城復興策が採られ、保長の組織や街路清掃などで王臣家を組み込んでいったことを明らかにした。第2章では、京戸特有の法制・政策を分析する。地方豪族の中央官人への冒名仮蔭による流入を防ぐための隠首括出の京戸への附帳の禁止、手實を進めない京戸を除帳せず戸田を没する職写田の設定、成員がいなくなった京戸に不正に他の者が入り込んだ絶戸への処分などをとりあげ、9世紀に京戸の支配が実態と離れ、官人に限られてくることを指摘する。

第3章では10・11世紀の住民支配のあり方を検討する。官衙町は当初から一貫して雑任官人の居住区や宿舎であったのではなく、摂関期以降は、寄宿者にその官衙の所役がかかる諸司領へと変質し、京内では在宅（住居）を単位に夫役や使庁による夜行が徵発される体制が確立したことを論証した。また京職の支配の下部機構は、10世紀には坊令にかわり保長となつたが、11世紀には保刀禰にかわる。保長に任せられた五位以上の有力者が京内行政から離脱することにより、左右京職が衰退し、檢非違使庁が京の行政に進出したものと論ずる。

第4章では、御倉町をとりあげ貴族邸宅を分析する。まず摂関家氏長者の宝物が納められた東三条殿御倉町は、道長が頼通に氏長者を譲って以降の成立であること、これまで受領も富を蓄える御倉町を持ったとされてきたのは道長の土御門殿のそれであることを考証し、道長の時代の

画期性をのべ、さらに、鳥羽、白川、三条殿の巨大な院御所の御倉町、女院御所の御倉町を分析し、院政期に京内に御倉町は広く展開し、ひとつの組織となることや、儀式用の宝物を収納したという特色も指摘する。

第5章は都城論の全体像を提示した力作で、律令都市について、坊の構造が唐とは大きく異なり、条坊制は日本独自の宅地班給のための制度で、天皇から宅地を賜る意味があり、支配者集団の集住地であるとする。平安時代には外交の変質により、儀礼空間としての意義が衰退し、地方豪族の京貢が進み、天皇から宅地を賜る意味が希薄化し、また五位以上官人が畿内に本貫をもつ意義が薄れていった。11世紀には五位以上集団が解体するなかで都城としての意義を喪失し、院政期には上皇や貴族の邸宅を核とする都市へ変化したとした。

また補論1「京戸について」は、前提として平城京の住民の実態を追究したすぐれた研究で、畿内・畿外との法的関係をふまえ、下級官人が農業経営から離脱することなく在地とつながりを保った実態を描き出し、政治都市のなかで活躍した技術者や交易に携わった人々をとりあげた。2の「研究動向古代都市史」では、戦後から現在までの研究史を丁寧にとりあげ自らの研究を位置付けた。3の「日本都市史研究ノート」は、網野善彦氏の研究をとりあげ、中世史研究と古代史研究との接点を論じている。

以上に見てきたように、本論文が都市における「政治的」なるものの意味を古代を通じて実証的に追究した意義は大きく、今後の平安京のみならず古代都市史研究の基礎となるべき研究として高く評価できる。一部論証を省略してわかりにくい点があり、また議論を限定していて天皇の宮や上級貴族との関係にふみこんでいないことが惜しまれるが、平安京を素材として古代史を見通して時期区分を提示した意義は大きい。

よって審査委員会は、本論文が博士（文学）学位授与に十分値する論文であると判断する。